

平成23年第1回竹原市議会定例会会議録

平成23年3月2日開会

(平成23年3月2日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	堀 川 豊 正	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	中 沖 明	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	大 田 哲 也	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
 - (1) 報告第 1 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 4 議案第 7 号 竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 8 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 議案第 9 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 7 議案第 10 号 分担金の減額について
- 日程第 8 議案第 11 号 竹原市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 12 号 竹原市防災会議条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 13 号 竹原市学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例案
- 日程第 11 議案第 14 号 特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 15 号 平成 22 年度竹原市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 13 議案第 16 号 平成 22 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 22 年度竹原市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 22 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

午前10時00分 開会

議長（脇本茂紀君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長より報告いたします。

まず、監査委員より、平成22年11月から平成23年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（脇本茂紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において稲田雅士君、山村道信君を指名いたします。

日程第2

議長（脇本茂紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

日程第3

議長（脇本茂紀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告案件は1件であります。

報告第1号工事請負契約の変更について、事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第1号工事請負契約の変更について、御報告申し上げます。

本件は、平成22年議案第50号により議決をいただき、株式会社立芝との間で締結しております竹原市地域情報通信基盤整備工事の請負契約について、工事の施工に当たり、現場の状況から工法等の一部を変更したことにより、契約金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

主な変更の内容につきましては、まず、受信アンテナ配線の経路変更が生じ、配管等の資材を追加いたしました。

また、ヘッドエンドにおける一部装置の増設、及びこれに伴う装置等の配置変更、並びに高圧受電盤取り付け位置の変更をいたしました。

さらに、現場状況による線路ルート of 軽微な変更が発生しておりますので、これに伴いまして、センターで使用します資材を追加いたしました。

一方、センター施設の改修においては、一部既設利用が可能であったこと、及びスタジオのレイアウト変更により、照明器材等を減少いたしております。

以上の変更に伴い、契約金額を369万6,000円増額し、総額11億2,016万1,000円とする建設工事変更請負契約を締結いたしました。

以上のとおり、工事請負契約の変更について御報告申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議長（脇本茂紀君） 日程第4、議案第7号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第7号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市固定資産評価審査委員会委員のうち岡東なち子委員が、平成23年3月6日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同氏を引き続き選任したいと考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会は、3名の委員により構成され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するため設置されております。

岡東氏は、昭和43年芸陽信用金庫に入庫され、平成13年呉信用金庫を退職されるまでの間、呉信用金庫竹原支店長代理等を務められた経歴を有し、地域の実情を的確にとらえる深い見識を持っておられ、現在は東野郵便局非常勤職員として、また手話サークル「しらさぎ」の会員として、住民福祉の向上のため活躍されており、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 今、市長のほうから提案理由の説明がなされたわけでありませうけれども、改めて確認をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員が、一体どういう法的な位置づけにあり、またその委員が委員に求められる最も必要な資質は何であるとお考えになっておられるか、御答弁願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

まず、固定資産評価審査委員会委員でございますけれども、先ほど市長御説明申し上げましたとおり、地方税法第423条にのっとりまして選任をいたしまして、議会の同意を求めさせていただいているということでございます。

固定資産評価審査委員会委員の求められる資質という御質問でございますけれども、やはり一定にはそういった固定資産ということでございますので、そういった地域におけるそういった固定資産、土地の状況でありますとか、そういったことが一定には必要であろうかというふうに思います。そういったことにつきましては、研修等によりまして、委員の

皆さんには研さんを積んでいただいておりますということでございまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 何か聞きよってもようわからん。もし何だったら、それこそちょっと休憩とっていただいて、今総務課長が説明したことを録音でお聞きになられて、どういう感想をお持ちになれるかお尋ねをしたい、そういう思いがいたします。果たして、それが選任同意を求めるところの理事者側の答弁なんだろうかと、こういうふう思うわけであります。

私も、固定資産税の経験もあります。いろいろと改革をさせていただいたこともございます。基本的に、固定資産税の納税義務者が、その価格の決定に対して異議申し立てがあるときには、直接裁判所へ訴えることはできないわけですよ、そうでしょう。固定資産評価審査委員会の決定をまたなければ、納税義務者は司法に救済を求めることができない。言うなれば、固定資産評価審査委員会の委員には、提案理由にあるように、どういう職歴を持って地域の実情を的確にとらえる深い見識などということは求めていないのであります。本来ならば、裁判所へ訴える前の、いけば司法の判断を求める前の前置、前に置かれる準司法機関を構成する固定資産評価審査委員であります。ですから、後で構いません、インターネットでも何でもいいから、確認をしていただきたいと思います。最も求められる資質は、公正中立ということであります。そうでしょう。本来ならば、市長に対しても行政に対しても、また納税義務者に対しても公正中立にその当該固定資産に係る価格の決定が適正であるのかどうかを判断をしなければならぬわけでありまして。ところが、えてして、いろんな政治的な関係といいますか、わかりやすく言えば、選挙等の関係によってそうしたことが選ばれるから、なかなか公平な判断ができない。かつて、訴訟に持ち込まれたこともあるわけでありまして。ですから、そうした今までの過去の経緯に照らし合わせて考えるならば、職歴であるとか、あるいは地域の実情とか、あるいは手話サークルへ活動されておられるということが、固定資産評価審査委員の資格として適格事由として提案されること自体がおかしいわけでありまして。本来ならば、こうこうこうで公正中立に判断ができる、最も固定資産評価審査委員としてふさわしいんだと、こういう提案理由が出されなければならないにもかかわらず、全く固定資産評価審査委員制度の本質そのものを理解せずに提案されておると、そういう提案理由になっておると、こういうふうには私は指摘せざるを得ぬわけでありまして。ですから、総務文教委員会のほうにも私も可能な限り

傍聴に行かせていただいております。いろいろと、この間、行政委員、教育委員も含めてですよ、さまざまな疑義なり、そうしたものが提起をされてきたはずであります。私は、この方が全く存じませんし、どうなのかわかりません。しかし、少なくとも、この提案理由において、本来の固定資産評価審査委員、それは納税者の権利を保障するという重要な職責も担う、そういう方なんです。そうしたことにつきまして、再度今私が申し上げたことを踏まえて、どういうふうにお考えになれるか、私の申し上げておることに間違いがあるかどうか、まず御確認の答弁いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今、議員のほうで御説明、御指摘ございました固定資産評価審査委員会につきましては、おっしゃられますとおり、地方自治法第180条の5、あるいは先ほど申し上げました地方税法第423条によりまして、市に置かなければならないとされているものでございまして、公正公平な第三者機関として設置をいたさなければならないというふうにされております。おっしゃられますとおり、やはり公正公平な立場でそういった固定資産税の審査申し出に対して審査をするという機関でございますので、そういった立場で選任をするという必要はあると考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 最後の機会ということでなりますので、改めて確認させていただきますけれども、今回こういう形で提案をされております。次回の選任同意につきましては、やはり本来のそうした知識に沿った人選がなされ、そして提案理由をされると、こういうことでなければならぬと考えるわけでありまして。

そこで、担当課長にこれ以上答弁いただいても、これは前へ進まん話ですから、ですから今を言いません、今変えろとは言いません。次回以降について、今私が申し上げた点を踏まえて、そういう提案になるようにというか、ならなければならないと考えるわけでありまして、市長答弁いただきたいんですが、そもいかにしょうから、副市長のほうで答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 竹原市固定資産評価審査委員会の委員の選任同意につきましては、先ほど来御答弁申し上げております。基本的に、納税義務者においては、審査の不服

等については、いきなり裁判所という司法に出向くわけにはいかないという観点から、こういった委員会が設置をされているという中で、先ほど来御指摘のように、法に基づいて公正中立に我々としてはその価格を決定をしなければならないということを前提に、これから選任については、そういった選定をしまいたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） いろいろ申し上げさせていただきました。本来ならば、そうした形で人選がなされ、提案理由がなされるべきだったと思いますけれども、今この場で変えるということもできないわけであります。次回以降、そうした本日の質疑を踏まえて適正になされることを期待をいたしまして、この選任同意案については同意をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5

議長（脇本茂紀君） 日程第5、議案第8号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第8号損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原中学校において発生した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成21年1月27日午前11時ごろ、竹原市立竹原中学校内木工室において、同校の生徒が本立て作製に向けた技術家庭科の授業で加工機械を使用中、右手中指第一関節付近まで切断する負傷を受けたものであります。

事故発生後、直ちに市内の病院に搬送し、縫合手術を受けましたが、右手中指先端を失うという身体障害が残ることとなりました。

その後の治療及びリハビリにより症状の固定が見られ、相手方との話し合いの結果、人身傷害に係る損害賠償額1,277万3,081円を賠償することとし、協議が調ったものであります。

加工機械を使う場合の指導については、常に教諭が生徒の傍らにつき、使用するよう安全配慮すべきでありましたが、数メートル離れた他の生徒からの質問を受け、加工機械を使用する生徒から目を離すという安全確保の注意を怠ったため事故が発生したものであり、今回の事故を教訓とし、当該教諭はもちろんのこと市内小・中学校へ危機管理について指導し、事故の再発防止に努めたところであります。

今後におきましても、児童・生徒の安全確保に向け、危機管理意識を持ち指導に当たるよう定期的に指導し、学校事故の未然防止に当たる所存であります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（脇本茂紀君） 日程第6、議案第9号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第9号財産の無償貸付けについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、国家公務員共済組合連合会へ無償で貸し付けております竹原市忠海中町2丁目4425番48及び4425番84の土地を、引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在、無償で貸し付けております土地550.35平方メートルにつきましては、毒ガス障害者救済の中核的役割を担う呉共済病院忠海分院の施設設備に必要な用地であり、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで引き続き無償貸し付けを行い、同院の安定した運営に資するとともに、今後ともより一層の地域医療の充実と診療体制の整備に努めていただき、毒ガス障害者救済病院として引き続き充実した良質の医療の提供に寄与しようとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第 7

議長（脇本茂紀君） 日程第 7、議案第 10 号分担金の減額についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 10 号分担金の減額について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成 22 年 7 月 12 日から同月 15 日までの間の豪雨により発生した災害が激甚災害に指定され、農業用施設災害復旧事業の補助率が高率補助の適用となったことに伴い、農業用施設整備事業等の分担金徴収条例第 4 条の規定により、分担金を減額することについて議会の議決を求めるものであります。

農業用施設等災害復旧事業に対する補助率は、農業用施設については 65% であります。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により、補助率が 91.4% と高率になるものであります。

このことに伴い、分担金徴収条例による分担金の分担割合を、5% から 1.2% に変更し、被災農家の負担軽減を図り、農業経営の安定に寄与するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7 番。

7 番（宮原忠行君） この農業施設の災害の分担金の減額問題につきましては、一昨年の集中豪雨を受けて激甚災害の指定を受けて、同じように分担金条例の改正案が出されました。その当時の一昨年のそうした分担金条例の改正について言えば、5 番議員のほうから民生産業委員会において本質的な議論といたしますか、本来こういうふうに竹原市が定めておる、その負担割合が、激甚災害の指定によってこういう形で引き下げられるのであるならば、その災害復旧の指定といたしますか、これを希望する方はかなりおられたのではないかと。もっと言えば、同じ災害を受けながら、それはどういう理由かわかりませんよ、どういう理由かわかりませんが、負担割合が竹原市のこの農業用施設整備事業等の分

担金徴収条例に基づく負担ではちょっと負担に耐えられないのでということで、災害復旧の申請をあきらめられた方も多々あるのではないかとということで、民生産業委員会かなり激しい議論になったわけであります。それで、私も、このたびの民生産業委員会、担当委員会におきまして、そうした委員会における審議を踏まえてどうなんだろうかとということで、問題提起をさせていただいたわけであります。

それで、この中には、激甚災害法の指定を前提にした分担金条例にはなっていないんです。それでまた、ここ数年の竹原市における集中豪雨、これはやはり局地的に、年々記録を塗り替えるというか、今までの例えば災害、これではなかなか予測なり対策が講じられないということはお互い確認できると思うわけです。それで、また同時に、この条例に、例えば激甚災害を受けた場合は、こういうふうな負担金の減額措置になりますということがあれば、担当職員も現地に行って、被災を受けられた方に対していろいろと相談なり、あるいは指導といいますか、協議といいますか、できると思うんですよね、恐らく。しかし、今のこのままの条例では、どうしたってこれだけの負担になりますから、あなたのところは、例えば100分の25ですかね、になりますから、それは覚悟してくださいねと、こう言わざるを得んわけでしょう。そこで、その負担を覚悟された方は申請をされて、それで激甚災害になると5%の負担減と、こうなるわけです。そうすると、5番議員がおっしゃっておられるように、やっぱり不公平感というものは、これは私は否定できないと思うわけです。そして、少なくともここ2年間続けてなったわけですから、当然職員もまたそうした農業者といいますか、の方々もお互いに、例えば激甚災害になった場合に、その負担はどうなりますかねというのは、まさにこの条例なんですよ。この条例であります。この条例に基づいて職員も対応し、また農業施設、例えば農業振興、区長さんとかいろんなどころへの周知徹底ということもありましようけれども、やはりその判断基準は条例であります。その条例に、激甚災害を受けた場合の負担はこうなりますよと、こういう負担軽減措置がありますよということがうたわれていないということが、これは、我々も含めて政治行政の怠慢ではないかと、私はこのように考えるわけであります。

そこで、この条例の中に激甚災害を受けた場合の項目を書き加えるということは、そんなに難しい話ではないわけです。民生産業委員会の議論の中では、いやいやなかなか激甚災害のその都度によって率が違うんだと、こういうことですよ。であるならば、例えば激甚災害のところを設けて、それは国なり政府の決定した負担率なりにすると。おおよその経験則から言えば、それさえあれば、職員のほうも、もし激甚災害を受けた場合はこうな

りますねと、申請されますか、どうでしょうかと。ほんで、農業施設の被災者の方も、ああそれならば、その程度の負担ならば何とか耐えられそうだから申請をさせていただきますと、こういうことになって、とりわけ収益のところにおいて非常に困難さを抱えておられる零細な農業者にすれば、かなりの負担軽減になって、また竹原市全体で言えば、そうした農業施設とか、あるいは農地も含めた景観保全とか、そうしたものの向上にもつながっていくわけでありますから、それでまた7月ぐらいからそうした集中豪雨といいますか、台風等も考えられるわけでありますから、次の6月定例会においてそうしたことも踏まえて、条例改正案を提案をしていただくことが可能かどうか、御答弁をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼いたします。

激甚災害の指定を受けた農業施設等の分担金の条例改正という御質問でございますけども、今議員御質問にありましたように、私も委員会終了後、各市町村の事例を、そんなに多くはありませんけども、実際に分担金条例を見させていただきました。

結論から言いますと、激甚災害に指定をした条例は、私が今きょう現在まで調べた中では、見当たっておりません。というのが、激甚災害の分担金の徴収条例については、補助災害を対象としておりますので、1点参考となったのが、国、県の補助金を除いた額というような形での表示の条例を制定している市町村ございました。そうした中で申しますと、国、県、市の補助を除いた額を分担してくださいというようなことでの表示が可能かどうかというようなことを引き続き研究していくほうがいいのかなどというふうに今思っておりますので、委員会でも御答弁させていただいております、法務の関係等も調整をしました上で、ぜひ御提言の趣旨はよく御理解しておりますので、できる限り可能であれば、そういった形で改正はしてみたいというふうに思っております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 県内に実例がないんなら、まさに英知を絞っていただきたいと、こう思うわけであります。

また、一般質問とか予算特の中で竹原市がナンバーワンのところもあるということも、これも指摘させていただきながら、これは申し上げておきますよ。

いろいろやっぱり今、農業者、私は竹原市の農政非常に立ちおくれておるし、ほとんど

無策と言っていい状況にあると思っておるんです。そうした中で、例えばこれから恐らく農村景観とか、そうしたものも含めて、地域資源をどう維持確保していくか、そしてさらにまた耕作意欲を持っていただいて、農村のかつてのような美しい田園風景を再生させることができるのかどうか、これもまた竹原市農政あるいはもっと言えば、広域交流人口の増大とか、そうしたものにとっても非常に大きな力になってくるわけであります。例えば、がけが崩れる、そこで耕作放棄する、そっからずらっと耕作放棄地が一挙に拡大をして、まさに雑草におおい尽くされていく例も多いわけでありますから、何ともしもいろいろ時間的な制約、あるいは技術上の、立法技術上のといいますかね、制約もあるかもわかりません。しかし、少なくとも、少なくともそうした激甚災害にかかわる負担軽減を盛り込んだ条例改正というのは、恐らく今日段階における自治立法権で私は許容をされているものだと、こういうふうを考えるわけであります。それでもし、県内とか全国的に見ても、そうした事例がなかなか見当たらないということであれば、そうした中で条例改正が実現するとすれば、市長を初め、竹原市行政がようやく農業者にも目を向けてくれるようになったなど、そうした農業者への熱いエールといいますか、そうしたものにもなり得る性格のものだと考えるわけであります。いろいろ忙しい仕事の中でそれをしていくというのは困難性があることは私も十二分に認めますけれども、何ともしも、もし昨年、一昨年と続いた7月集中豪雨に対応をしようと思えば、やはり6月議会が私はある意味タイムリミットかなと、こういうふうを考えておるわけであります。

そこで、改めて6月議会への提案へ向けて努力する旨のもし御答弁がいただけるならば、いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（谷岡 亨君） 失礼します。

今議員のほうからいろいろ御提言、御指摘等をいただいております。確かに、災害復旧、農用地の復旧というのは、景観上とか国土の保全とか、いろんな多面的な機能からいっても非常に重要なことという認識をいたしております。その上で、今先ほど来課長のほうからも御答弁させていただいております、条例の改正につきましては、できるだけ早い時期にやりたいという認識は持っておりますので、まだその事例等の調査につきましても、もう少し範囲を広げてしっかり調査をさせていただくという中でしっかり検討させていただきたいと思っておりますので、そのようにひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） これ以上言っても、なかなかこれ以上の答弁の進展は見られないと思います。しかし、市長さん、こういう言い方がいいかどうかわかりませんが、例えば竹原市で、これ私もまた聞きですから、それが正確な事実かどうかわかりませんが、しかし竹原市における農産物直売活動の一番最初に始められたのは、恐らく大乘の方ではないかと思うわけです。ちょうど市長選挙の相前後して、あそこもスタートしましたよね。再スタートを切られました。それで、市長さんごあいさつに行かれて、非常に感激をされたといいますか、農業者の方がですよ、そういうふうには地元の方からお聞きしておるわけでありまして。それで、本来そうした農産物直売活動に参加される方は、どちらかといえば、認定農業者といいますか、ある意味で認定農業者でいえば竹原市内における大規模農業者とは別のところの方々なんです。ですから、そうしたことも踏まえて、何とか6月議会に向けての御尽力していただくことを御期待をして、私の質疑を終わらせていただきます、答弁結構ですから。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（脇本茂紀君） 日程第8、議案第11号竹原市特別会計設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第11号竹原市特別会計設置条例の一部を改正する条例案につ

いて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市老人保健特別会計を廃止するものであります。

平成20年度から、新たに後期高齢者医療制度が実施されたことに伴い、老人保健制度が廃止されましたが、経過措置として、廃止前の老人保健制度による医療等に関する収入及び支出について処理するため、引き続き特別会計を設けることとされており、本市におきましても、竹原市老人保健特別会計を引き続き設置し、会計処理を行ってまいりました。

このたび、この経過措置による特別会計の設置期限であります3年が経過することから、竹原市老人保健特別会計を廃止するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（脇本茂紀君） 日程第9、議案第12号竹原市防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第12号竹原市防災会議条例の一部を改正する条例案について

て、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市防災会議における委員の任命について必要な規定を整備するものであります。

防災会議は、災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進のために設置されるものであり、その委員の構成につきましては、現在、消防長をもって充てているところではありますが、より地域に密着した消防行政に携わっている者を任命することができるよう、東広島市消防局の職員のうちから市長が任命する者をもって充てることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、ただいまの提案を受けて質問してみたいというふうに思います。

1点目の質問は、現在防災会議の委員に消防長を充てておられるということでもありますけれども、これが今回、より地域に密着した消防行政に携わる者を任命すると、東広島市消防局職員のうちから任命するんだということでもあります。具体的には、第1点目の質問は、現在の消防長からどういった職名の人を任命するのかということをもっと1点伺いたいというふうに思います。

2点目は、それとの関連しますけれども、私は、従来現在の竹原市の消防行政が、端的に言えば、東広島市に丸投げしているということで、市民の生命、財産を守る消防活動、消防行政をそういうことでいいのかということをお繰り返して批判をしてまいりました。現在の防災会議の、消防長を充てておられるということでも矛盾があるから変更されるんでしょうけれども、あえてちょっと言うときますと、こういった「消防力整備の指針」という本がありまして、そこから引用させていただきますと、消防長というのは、職務はということなんかということでもちょっと解説してありました。消防長は、市の消防事務を統括する。市というのは、東広島市ですよ。現在の消防長は、東広島市の消防事務を統括すると。住民の生命、身体、財産を災害から守るという大きな責務を有していると。これは、消防長の責務です。それが、今東広島市の職員がやられていると。それから、もう一つは、これ今回の防災会議とのかかわりがあるんでしょうけれども、消防長は、さっき言った市の消防事務の統括、要するに、東広島市の消防事務の統括に加えて、大規模災害等市全

体で地域の防災力を高めるためには、市長の指揮監督のもとに、消防本部、市長部局がより一層の連携を深める必要があるということで、市長の指揮監督のもとに消防本部、市長部局が連携を強めて、消防活動、消防業務、そういった行政に当たるんだということが消防長の職務、責務として書かれています。

それで、防災会議というのも、竹原市の防災、生命、財産を預かるいろんな計画とか、具体的に地域の密着といいますか、地域に精通した方で、こういった消防行政に識見があってという方が、大変な仕事だと思うんですよ。ですから、そういった現場で活動する消防本部、これが竹原市には今ないということを前に繰り返し指摘したとおりです。

ですから、2点目に聞きたいのは、本来さっき私が申し上げた、消防長が竹原市の消防行政っていいですか、消防事務を統括するんだと、こういった本来こういう本部を置いて、消防長を置いて、消防事務を統括しなくてはいけないんだが、今竹原市にはないわけですよ。消防団しかない。ですから、あとはさっき言葉のいいかどうかは別として、東広島市に丸投げしてるということですから、2点目に聞きたいのは、この消防組織法に定めてあるような消防長にかわる消防事務は、竹原市では一体だれがやってるんですか。これは、簡潔に、2点目お伺いしたいということであります。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

2点御質問をいただきました。

まず、条例改正案の中の消防長にかわって東広島市消防局の職員のうちから市長が任命する者というふうに改めさせていただきたいと思っておりますが、だれをでは任命するのかという御質問でございますけども、やはり地域に密着した消防行政に携わっている者ということからしますと、やはり竹原消防署の職員というふうに想定をいたしております。署長が適任ではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、常備消防事務につきましては、2年前から東広島市のほうへ事務委託をいたしております。事務委託をいたしておりますが、市内の消防につきましては、当然災害等発生いたしましたときには、市長が本部長になりまして、災害対策本部等も立ち上げるという中には、やはり常備消防あるいは消防団、非常備消防、市行政が連携をして取り組むということでございますので、そういった観点から、消防行政には携わっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 消防長にかわって竹原市消防署の職員、竹原署長なのか知りませんが。

それと、例えばそういった竹原消防署長が東広島の職員でしょう。そういった職員で、私が2点目に伺ったのは、消防本部がないわけですからね、それにかわる事務をやらないと、竹原市本来の今提案されてる防災会議の大変重要な計画をつくる、いろんな現場を知って、それに対する災害を防ぐような計画をつくらなくてはいけない。そこの肝心なところが、第一線のまとめ役の人の消防長がないということ自体が、私は問題があるし、もしあなた方が広域化でやったわけだから、それにかわるものを竹原市としてやっておかななくてはいけない。だから、私が言ったような、さっき解説を上げてわざわざ読んだのは、消防長は市の消防事務を統括するんだと、これ今東広島の消防長はまずいから、今度は竹原市の消防署長に任命するんかもしれないけども、竹原市の消防署長が、さっき言ったこれにかわる事務を統括できるんですか。それは、できるならできるから、今度こういうふうにかえさせてくれというのをちょっと説明しなくてはいけないですよ。だから、私は、さっき第2点目として、竹原市の防災会議の今度の新しいなる人、竹原消防署長がなつてんでしょうけども、その人がさっき言った消防長にかわる任務というんですか、さっき言った竹原市の消防事務を統括する権限があるんかどうかよね。そこまであなた方委託しとんなら別なんよ。だから、そういったやっぱり今竹原市は消防本部がないわけだから、消防長もおらんわけだから、そこも全部東広島市に委託しとるわけですからね、だからそれにかわる、消防長にかわる市長の消防事務を統括すると、竹原市の消防事務を統括する人は、端的にだれがやるんかということなんよ。その人が防災会議の委員にすべきなんよ、問題は。だから、それを今だれが竹原市では消防長にかわる消防事務の統括をしとるんかということをお答え願いたい。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

常備消防の統括につきましては、東広島市消防局のほうへ事務委託をいたしておりますので、消防局長ということになるかと思えます。このたび、条例改正案を提案をさせていただいておりますけども、竹原市防災会議につきましては、竹原市の地域の防災計画について推進ですとか、計画の実施ですとか、そういったことについて御検討をいただくと。また、そういった意味では、地域の消防行政に通じた方が適任ではないかというふう

に考えておるところでございまして、やはりそういった竹原の消防署へ勤務している消防職員というのが適任ではないかというふうに考えておるところでございまして。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 3回目でしょうからね、矛盾がやっぱりこれで、防災会議の今提案されて、消防長を竹原消防署長にかえられるんかもわかりませんが、かえたとしても、私が一番心配なのは、本当に竹原市の生命、財産を守る計画なり、それがつくれるかどうかという心配しとんですよ、問題は。例えば、竹原消防署長が、竹原市の消防事務を少なくとも統括していかないと、そういう権限を持っておかないとできないじゃないですか。だから、その矛盾が、私はこの消防署長をかえたとしてうまくいくかどうかというのが大変心配しとるわけなんです。ですから、さっき言った、消防署長にかわるんは、東広島の消防局長だと御答弁されたけども、それが竹原市の消防活動を、生命、財産を守るん、できるのかなというのがちょっと大変心配です。だから、本来そこはもうちょっと、ただ消防長がまずいから、今度消防署長にかえるよというだけで、今度消防署長が東広島の職員ですからね。竹原市全体の消防事務、消防活動をどうやって把握するのかなと、そこをちょっと、こうやって把握するからね竹原市の消防署長でも大丈夫だと、この提案で間違いないというぐらいの確信を持ってあなたは答えてくれんと、市民の生命、財産をよそへ預けとって、私の不安はまだ解消できませんよ。だから、今度は竹原消防署長にかえるんかもわからんけども、消防署長は今権限を持ってないが、こういう形で竹原市全体の消防、救急、いろんな現場のあれを統括させる任務をさせるんだと、だから竹原市の防災計画つくる場合でも、それにきちっと反映できると。そら、よその職員で、私はちょっと何か疑問が物すごく広がるんだけどね、しかしあなたはせめてそこまで責任を持って市に言ってくれにゃあ困るよね。委託しとる職員だろうけども、その人に竹原市の消防活動、救急活動を全部任すと、その人が防災会議の委員になるから、絶対大丈夫だというぐらいのやっぱり説明責任を市民に果たすべきじゃないでしょうかね。そこは、市長がやっぱり答えてくれにゃあいけんのだけれども、最後ですから、よろしく。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今柴敏彦君） 消防事務の事務委託に関しましては、この間いろいろな背景の中で、最終的に2年前に東広島市に大崎上島町、竹原市とともに、域内全体の消防組織に基づく消防事務について委託をしたわけでございます。

今回提案させていただきました防災会議条例にかかわります防災会議の委員の件でございますが、いわゆる災害有事にかかわる災害対策基本法に基づきます防災会議の構成員ということでございます。その中では、消防関係者だけではなく、いろいろな関係行政機関の方々も含まれておまして、基本的にはそれぞれの所属の中から各委員に選任をお願いいたしまして、市長のほうから任命をさせていただいてる。その中のこのたび消防関係者としての消防長、事務委託を関係しておりました関係で、より現実的など申しますか、先ほど課長のほうも申し上げておりますけれども、より竹原市の防災会議の運用として適正適任といえますか、というような観点から東広島市さんとの協議によりまして、このような形で御提案をさせていただいたところでございます。

竹原市内の消防にかかわります考え方と申しますのは、基本的には消防組織法に基づく消防事務そのものは、各市町でということでございますけれども、総合的な判断の中で東広島市、竹原市、大崎上島町の3市町にかかわる消防事務を事務委託の形で域内全体を東広島消防局において実施をするという観点でございます。ということになりますと、竹原市内の消防事務そのものも、最高責任と申しますのは、やはり東広島の消防局長でございます。となりますが、やはり全体の災害有事の対応でございますとか、もろもろそれを検討する防災会議においてこのたび実態に応じた形での運用ということを目指し、今回御提案させていただくということでございますので、消防事務そのものは責任を持って東広島市消防局竹原消防署または忠海分署をもって、竹原市域の消防については適正に執行していただくということがたてりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしておきたいと思っております。

大変残念なことは、やっぱり消防活動の広域化をする場合でも、いろいろ消防体制とか、そういった充実ということが大前提として行わなくてはいけないということは、この消防組織法にも書かれてあります。そして、今回提案された防災会議の委員について、私が先ほど質問したのは、竹原消防署長を充てるにしたなら、それなりの権限なり全体、少なくとも竹原エリアの消防事務を統括できるかといえますかね、そういった方が現場で消防活動、救急活動をやって、それを統括できるような人がやらないと、端的に言えば責任がない、そういった竹原地域の消防事務を掌握できないっていうんか、そういった権限もない

方に大変市民の生命、財産を預かるような防災計画を立てるとか、そういった場合の任務に当たってもらうということ自体が、権限がないのに義務だけ押しつけるというような感じには、私はなりはしないかと。かえって、私はそういうことに対したら、本来市民に責任を負うことはできないんじゃないかということで、この議案には反対しときたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（脇本茂紀君） 日程第10、議案第13号竹原市学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第13号竹原市学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、学校給食共同調理場として設置している竹原学校給食共同調理場及び賀茂川学校給食共同調理場について、平成23年4月1日をもって廃止するものであります。

両調理場は、竹原市立小学校及び中学校の学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として設置し、竹原学校給食共同調理場は昭和46年5月から、賀茂川学校給食共同調理場は昭和38年3月から、それぞれ給食調理を開始いたしました。

その後、竹原市学校給食センターが平成22年9月1日から稼働したことにより、いずれの学校給食共同調理場とも、平成22年7月20日をもって給食調理業務を終了したところであり、このたび廃止するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1

議長（脇本茂紀君） 日程第 1 1、議案第 1 4 号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 1 4 号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成 23 年 3 月 31 日まで実施することとされている市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を、平成 24 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議長（脇本茂紀君） 日程第 1 2、議案第 1 5 号平成 2 2 年度竹原市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 1 5 号平成 2 2 年度竹原市一般会計補正予算（第 6 号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、各種事業の精算見込みによる調整などが主なものであります。

まず歳出であります。総務費においては、基金管理に要する経費として、財政調整基金積立金など 2 億 3, 7 8 2 万円、竹原市議会議員選挙に要する経費として、選挙運動公費負担などの減 8 6 2 万 7, 0 0 0 円、合わせて 2 億 2, 9 1 9 万 3, 0 0 0 円を追加計上しております。

民生費においては、特別会計歳入補てんに要する経費として、後期高齢者医療特別会計などへの繰出金の減 1 0 6 万 5, 0 0 0 円、自立支援給付に要する経費として、訓練等給付費など 2, 5 8 3 万 2, 0 0 0 円、その他の福祉に要する経費として、介護基盤緊急整備事業補助金 3 7 5 万円、地域総合整備資金貸付事業に要する経費として、地域総合整備資金貸付金の減 1, 0 0 0 万円、療養給付費に要する経費として、後期高齢者医療制度における療養給付費負担金の減 5, 6 8 7 万 4, 0 0 0 円、子ども手当支給に要する経費として、子ども手当の減 4, 9 4 0 万円、合わせて 8, 7 7 5 万 7, 0 0 0 円を減額計上しております。

衛生費においては、地域保健医療対策に要する経費として、産科・周産期医療施設整備事業負担金 1, 5 0 0 万円を減額計上しております。

農林水産業費においては、ほ場整備事業に要する経費として、上田万里地区ほ場整備事

業に係る委託料1,350万円を減額計上しております。

商工費においては、商工業振興対策に要する経費として、商店街等活力向上事業補助金200万円を減額計上しております。

土木費においては、街路事業に要する経費として、県営道路改良事業負担金の減466万7,000円、県営急傾斜地崩壊対策に要する経費として、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金99万円、合わせて367万7,000円を減額計上しております。

公債費においては、前年度に有利な財源を活用することによって、起債発行額の抑制を図ったことなどにより、利子など1,998万7,000円を減額計上しております。

なお、地方債充当事業については、充当率及び対象額の変更を行い、財源変更をしております。

これに対し、歳入であります。市税においては、個人市民税など3,866万4,000円を減額計上しております。

また歳出に係る特定財源においては、国庫支出金6,042万2,000円、県支出金6,356万3,000円、分担金及び負担金270万円を減額計上し、寄附金1,127万4,000円、市債1億480万4,000円を追加計上しております。

一般財源においては、地方消費税交付金2,304万6,000円、地方交付税1億6,966万9,000円、前年度繰越金1億1,192万1,000円を追加計上し、地方特例交付金1,009万8,000円、繰入金1億5,799万5,000円を減額計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ8,727万2,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ122億2,052万3,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

農林水産業費において、上田万里地区ほ場整備事業について、埋蔵文化財の試掘の結果、遺跡が発見されたことにより、関係機関との協議や工事内容の変更など、不測の日数を要したため繰り越すものであります。

土木費においては、市道舗装補修工事について、年度内の完成が困難となるため、繰り越すものであります。県営港湾整備事業及び県営道路改良事業並びに県営急傾斜地崩壊対策事業については、県事業費の繰り越しに伴い、その負担金について繰り越すものであります。忠海港二窓地区港湾整備事業については、施行に当たり、盛り土場所の安定を図るなど不測の日数を要したため、新開地区都市再生整備事業及び新開地区土地区画整理事業

については、用地補償に当たり、関係者との協議に不測の日数を要したため、また、市道中須明神線交通安全対策事業については、施行に当たり、地元調整に不測の日数を要したため、繰り越すものであります。

災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧事業について、入札が成立しないなど施行事業者の決定に不測の日数を要したため、繰り越すものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） まず最初に、民生産業委員会でも議論したんですけど、どうも要領が得ませんもんで。

この補正予算のページ数で言いますと、14、15でございます。款のところ、指定寄附金と、こうなっておるわけでありまして。それで、1,000万円、芸術文化施設整備事業寄附金です。指定寄附金ということになりますと、これは本来ならば今後の竹原市のそうした文化施設といいますか、そうしたものへの非常に、財政負担も含めて、拘束をするといような中身になるのではないかと、このように心配をいたしておるわけでありまして。そこで、地方自治法では、96条ですね、地方自治法96条、96条の第1項の第9号におきまして、負担つきの寄附または贈与を受ける場合は、議会の議決を要すると、こうなるとるわけでありまして。それで、これをちょっといろいろ読んでみますと、負担つきの寄附または贈与及び権利の放棄についての議会の議決は、歳入歳出予算とは関係がなく、常にこれを要するものとする、こうなるわけです。本来ならば、指定寄附と、このように定義づけられるのであるならば、この96条第1項第9号の規定にのっとり、指定寄附に関する議案が本来ならば出されるべきではないのかと、このように考えるわけでありまして、このように地方自治法書いとるわけですから。

それともう一点、21ページです。20から21ページの商工業振興費なんです。商店街等活力向上事業200万円が、これが減額をされておるわけでありまして。昨年度のこの予算議会におきましても、いろいろ議論がなされましたし、また市長におかれましても、チャレンジショップにおいては目玉事業として大きく政策として訴えられてきた経緯があるろうかと思うわけでありまして。それが、全く22年度において予算執行がなされず、そして全額減額補正となったと、こういうことでありまして。

かつて、例えば町並み保存センター、これにつきましても、まち交による事業実施する

ということで、大きく市政の目玉政策として訴えられ、アピールをされて、結果全く事業執行がなされず、全額減額補正をすると、こういうことになったわけであります。また、歴まちの問題についても、そうであります。

私は、政治行政の役割として、1つの政策をアピールするということになれば、やはりその政策を必ず実現するという決意といいますか、覚悟のほどが要るのではないかと、こう思っておるわけであります。宣伝はしっかりするけれども、後は全く何もしない。私は、今の町並み保存センター、歴まちの問題、そしてチャレンジショップ、本来なら記者会見でも開いて、できなかった理由を市民の皆さんに明らかにさせていただくと、そういう政治行政上の責任があるのではないかと、このように考えておるわけであります。

そして、もう一点、今度市長のほうの提案説明がありました公共土木施設災害復旧事業について入札が成立しないなど、施工事業者の決定に不測の日数を要したため繰り越すものでありますと、こうあります。私は、リーマン・ショック以降の我が国の極めて深刻な経済危機、そしてそれに対応するための麻生政権から打ち出されてきた緊急経済対策、何としても繰り越しをするようなことをして経済の波及効果を減殺といいますか、減退といいますか、それを効果をなくするといいますか、そういうことのないように、もし必要であるならば、臨時職員等も配置をして、適正な予算の執行を訴えてきたところであります。そしてまた、その議会の議決を経て決定をした予算の執行こそが、まさに市長さん、今日における竹原市の地域経済対策じゃないですかということも訴えさせていただいて、市長もそのとおりだというふうに私は御理解をいただいているものと考えてきたわけであります。

やはり、私は、先ほどの農業施設の負担金問題もそうです。一つ一つを議会における審議というものが、どういうふうに市政なり、あるいは来年度の予算に反映をされるのかということを見ずからに問いたいわけであります。この統一地方選挙を前にして、朝日新聞の報道によれば、さまざまな全国の世論調査の中で、議会不要論というものが大きく頭をもたげているわけであります。そうした意味からも、後の2つの質問については、そうした意味でお尋ねをいたしておるわけでありますので、ぜひとも簡潔な御答弁をいただきたいと思います。

そして、1番目の指定寄附金の問題は、まさに原理原則にかかわる問題でありますので、その点も踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） それでは、寄附金の件につきましてお答え申し上げます。

今回の寄附金につきまして、寄附者の御希望といたしまして、文化交流施設のという形で意向がございました。その上で、このたびそういった内容を受けまして、予算の議決をいただくということになっております。

御指摘いただきました議決を要する寄附、指定寄附ではないかという点でございますけれども、これにつきましては、将来的に竹原市のほうが負担を伴う、義務を負うといったものであるというものにつきましては議会の議決が必要というものになっております。これは、負担つき寄附金というもので、そのような形で、受ける以前に、そういったものが案件がございましたら、まず議決をいただくというのが条件となっております。この件につきましては、将来的な義務を負うものではございませんし、仮にこのものが執行されない場合、返還を伴うというような負担を伴うような義務ではございませんので、一般的な指定寄附金ということで扱わせていただいております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） それでは、2点目の商店街活力向上事業の減額補正にかかわる事業執行の姿勢というような御質問かと思えます。

まず、今年度市において予算措置しております商店街等活力向上事業、いわゆるチャレンジショップ事業でございますけれども、これにつきましては国の支援制度に竹原市が単市分を上乗せして活動支援するという補助金の制度でございます。この対象者につきましては、行動計画となる商店街活性化事業計画という行動計画をみずから作成した上で取り組みを進めるということとなっております。

一昨年になりますけれども、平成21年8月、国の地域商店街活性化法の施行を契機にということで、同月、国の担当者をお呼びして、竹原市の商店街、振興組合の会議の場をかりて、こういう支援制度の御説明といえますか、説明会を開催をさせていただいた経緯がございます。その中で、今現在取り組みを進めている、行動計画を作成しようとしている事業主体、これは竹原駅前商店街が当事者として取り組みを進めておられます。商店街としましては、行動計画を作成する上で、国のこれまた支援制度がございまして、全国商店街の支援センターのアドバイザー、いわゆる支援パートナーというような派遣事業を希望されまして、これの手配が若干手間取ったというようなことで、計画策定をスタートさせるのが若干遅くなったというようなことで、22年度内の計画策定ができないというよう

なことが明白となりましたので、単市分で上乘せを予定をしていた市の補助金を今回減額補正をさせていただいてるということで、この行動計画そのものにつきましては、今現在駅前商店街さんのほうが最終まとめを行っておりますので、今月中に国のほうにこの行動計画を提出した上で、次年度、23年度から事業をスタートさせたいというようなことでのスケジュールとなっておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 建設課長、答弁。

建設課長（柏本浩明君） 次の公共土木災害復旧費の繰り越しの件でございますが、これは主には入札の不調ということがあります。先ほど提案理由で申し上げたとおりであります。災害復旧というのは、今回かなりの件数があったということも原因いたしておりますけれども、河川、道路等、今回繰り越しさせていただく件数が14件ございます。議決いただきましたら、早急に事務の執行をするようにいたしますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 1番目の質問、指定寄附金については、ですから寄附をされた方の思いといいますか、例えば特定の施設を必ずつくりますよと、そういうふうな拘束を受けるものではないと、このように考えていいわけですね。

かつて、私も財産係へおりましたときに、アヲハタさんのほうから、ある意味指定寄附だったんですね、忠海の都市基盤整備に使ってくださいと。それで、ちょうどその当時、常務の山元さんという方がおられまして、私が財産係長になると同時に、当時の財政課長と一緒にお礼のごあいさつにお伺いしたんです。そうしますと、実にありがたいといえますか、立派な対応していただきまして、実は社長が忠海のためにということで、忠海に特定して寄附をさせていただいたんだが、宮原さん、私のほうから社長のほうにお話をさせていただいて、それは忠海という地域的な限定をこれは撤回しますと、どうぞ竹原市のために市長さんにいわゆる竹原市全体がよくなるような方向での使い方をしてくださいと、まことに申しわけありませんでしたと言って、非常にありがたいお言葉をちょうだいして、そのように処置をさせていただいたわけです。

やはりいろいろこれから市長のほうも1月7日付の中国新聞のインタビューに答えられて、例えば耐震の結果が出たわけです。さまざまなこれから財政需要といいますか、ある意味かなりしんどい財政運営になる中で、恐らくなっていくでしょう、そうした中で、一

つの市長の政治的責任はわかりませんが、それに例えば財政運営が拘束をされるとか、あるいは議会の判断というものがそれによって拘束されるということになれば、これからどう動くかわからん、恐らく、国の借金と申しますか、国、地方を合わせた膨大な借金の中で、国も地方も竹原市も大きな財政制約を受ける中での財政運営、あるいは政策の選択というものを迫られる、こういうことになるわけです。いろんな市民の皆様方の御要望におこたえできる、その財源があるならば、これは構わないけれども、これからは恐らく受益よりかは負担を求める政治行政、そして政策選択というものが厳しく問われることになるわけでありますから、寄附をこのたび1,000万円、我々から見れば、まさに高額だと言いますか、夢に見るような金額であります。そしてそれを出されたということは、恐らくその文化施設に対する熱い思いというものも十二分にあられると思うんです。ですから、そこら辺のところを寄附をされた方と、指定寄附でないということの事実の確認と言いますか、後々それが行政不信とか、あるいは政治的な対立にならないような適正な措置というものを望んでおきたいと思っております。

そして、チャレンジショップです。私は、今の町並み保存センターからずっと申し上げてきた。担当者の方は、あるいは担当課長、そうした国の補助金なり制度というものを何とか竹原へ持ち込もうと御苦労なさっておられるんでしょう。しかし、それがもし例えば駅前商店街として、駅前商店街にこういうものをしていんだという内からわき出る欲求なり、そうしたものがあれば、私は決して全額の減額補正ですね、ということにはならなかったんだと思うんです。まして、講師の選定に手間をとったなんての、理由にならないわけです。ですから、私は何が言いたいかと言えば、担当課長が一生懸命なって、きょうも机におらんなど、こうも言われながら、一生懸命やっておられるんでしょうけども、まさに地元のニーズとそれが合っていないという、町並み保存センターから、歴まちから、今度の問題も含めて、そここのところの今までのように何でもいいから補助金とか金を地元へ持って帰れば喜んでいただけるといって、こういう時代じゃなくなったわけです。ですから、駅前商店街なら駅前商店街へ行って、本当に駅前商店街の皆さん方が、商店街活性化のために何をお求めになり、そしてまたみずからがどういう努力をされるのかということ、まさに内発的な力というものを引き出す、その努力が欠けておるから、私はこういう結果になっておると、このように考えるわけです。

そして、3点目の問題に移らせていただきます。

おっしゃることはよくわかります。しかし、私もすべての状況を知っておるわけではあ

りません、なぜ入札が調わないか。よそも同じように、竹原市以外の自治体においても当然災害は発生しとるわけです。よそは、もう出ておる。竹原市が出る前に、よそは出ておるから、例えば東広島なら東広島、あるいは庄原市なら庄原市、三原市なら三原市、三次市なら三次市、そこでどうしても地元の業者だけでは仕事をこなすことができないと、ですからいろんなところから応援に来てくれんからと、こういうことになるわけです。そこで、皆さん仕事を抱えておられますから、年度末近くになって仕事が出て、こらえてくださいよと、こういうことになつとる状況なんだろうと思うんです。ですから、私は、臨時職員を雇用してでも早期発注してくださいねということも、民生産業委員会の中でも議論させていただきましたし、この本会議場においても強く訴えさせてきたところであります。もう少し議会に予算案なり、あるいは予算案というのは政策を実行するというので、それに対して議決を求めるわけでありますから、議会が議決をした予算を必ず実行すると、そして現下の、とりわけ建設、土木関係においては、相当深刻な危機感を持っておられるわけであります。ですから、予算の執行こそが竹原市における緊急経済対策なんだと、こういうことを申し上げてきたわけでありますから、ぜひともそこに対する補正予算、またさらに来年度の予算も入ってくるわけですから、ここでかなりしんどい、担当者とかですよ、しんどいことになろうと思うんです。それが、毎度毎度常に繰り越しを前提にして予算を編成するような、これじゃあ私はやっぱりいけんと思うんです。その年度において議会の議決を求める予算については、もちろん不可抗力ということもありましようけれども、原則完全執行するという決意と覚悟が要るんじゃないかと思っておるわけです。そこについて御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（谷岡 亨君） 失礼します。

まず、チャレンジショップですね、商店街活力向上事業ですか、これについては、内容については担当課長が申し上げたような状況確かにございました。そういった中で、この実施主体といいますか、国の補助事業の対象となる主体は、駅前商店街が主体で、ここが計画をつくられて、それで申請をされると。国の補助に、全額補助ではないので、その残りの部分について市が合わせて補助させていただくという事業でございます。そういったことで、商店街としても一生懸命取り組んでいただいておりますけれども、今年度にはちょっと間に合わないという状況がございます。この点については、ちょっと大変申しわけないというふうに思っております。この取り組みについては、引き続き次年度についても

行ってまいりますので、ひとつそのようによろしくお願ひしたいと、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、災害復旧関係の事業執行につきましては、確かに22年度で議会のほうで予算を議決いただいておりますので、これは基本的には年度内執行というのが原則ではございますけれども、今年度確かに件数が多かったということもございまして、その辺で業者さんのほうも、竹原市だけでなく、県の関係のほうの災害復旧も出ておりますので、確かに事業をたくさん抱えておられたという状況もございまして。そういった中で、いかに災害復旧事業をやっていただくかということで、我々としてもいろいろ工夫をさせていただく中でやらせていただいた経緯がございまして。しかしながら、工期の関係もございまして、やむなく繰り越しのお願いをさせていただいて、工期を確保する中で、速やかに発注させていただきたいというふうに考えておりますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 端的に言えば、仕事が遅い。だから、待つとったんじゃいけんからということで、よそへ出ていかざるを得んわけです。だから、例えば竹原市が一番早く入札準備に入るといふか、それまでの仕事をすれば、わざわざ遠くまで行って、とりわけことしなんかは大雪の中ですから、大変なことをしとりますよ、それぞれの業者の方。やっぱりそうしたことも実態をよくよく御理解をいただいて、竹原市が一番早いと、事情は一緒なんですよ、東広島だってどこだって災害を受けとるわけ、もっとひどい大きな災害を受けとるわけですから、それで竹原市が一番遅いから、皆不利な条件の中でも出ていかざるを得ん。ああ、そげな仕事があるんだったら、受けるんじゃなかったのいう話もあちこちで聞いとるわけですから、ぜひとも入札事務といひますか、そこに至るまでの事務を何とか職員の皆さん大変でしょうけれども、叱咤激励をさせていただくと同時に、もし必要なものならば、臨時職員堂々と補正予算だって何だって上げられて、議会の議決を得て、予算執行に万全を期すという体制をつくらればいいじゃないですか。

それで、もう一つの話です。確かに事業主体はそうなんです。しかし、あなた方がそういうふうに説明すればするほど、恐らく駅前商店街の方は大変なんですよ。よくよく考えてみてください。あれだけシャッター街と化した商店街の中で、年間どれだけの行事をしながら、そうしたことに手をとられるか。そうでしょう。いろんな行事やられます。もう限定をしとるんですよ、参加される方は。汗をかかれる方は限定しとんです。その中で、

事業主体ですと言われても、なかなかうまくいかない。そうでしょう。だから、そういう実態の認識が欠けてるんです。ですから、私も一月に1回は駅前商店街のほう行かせていただきますけれども、きんさい祭でね、市長さん、やっぱり市長さんに来ていただいて、この実情を見ていただいでくださいよと。特にそれで何もなときは、猫の子一匹通らないこの通りの実態を市長さん以下、また議員さんも御存じなんですかねと、こういうふう強く訴えられよる。私は、それがいい悪いはわかりません。しかし、そういう気持ちがある中で、あなたが事業主体ですと言われても、なかなかうまくかみ合わないところがあるから、そここのところをもう少し客観的に、あるいは冷静に、今までの方策、とにかく予算をとってきて地元にとせば何とかなるんじゃないかと、また喜んでもらえるんだというような手法が通じなくなると、私はこのように考えとるわけであります。

時間ももうあれなんで、あえて答弁は求めません。答弁をしたいということになれば、いただいても構いませんけどということであります。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） るる御提言いただきました。

本市の考え方といたしましては、現下における竹原市の状況を十分認識をしなければならぬ。というのが、少子・高齢化、あるいは人口減少が進む中で、いろんな社会経済情勢に大きな不安要素がございます。そういった中で、今の商店街についても、十分なやっぱり議論、これはもちろん御提言のとおりでございます。そして、地元の事業者、あるいは消費者のニーズというものを十分に認識をした上で、本市としてはこれからの新しい事業計画に向けて進めていきたいということでございます。

それから、工事等については、早期発注に向けて全力を尽くしてまいりたいと思います。よろしくお願います。

議長（脇本茂紀君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、議案第15号の質疑を行います。

4番。

4番（山村道信君） 4番山村、質問いたします。

先ほどの商工業振興費の予算……。失礼いたしました。200万円が執行されず、今期

に変わったということで話が上ってたわけなんですけど、さてこのチャレンジショップ、要するにそういうふうな助成金なんですけども、聞きましたところ、かなり書類、必要事項、膨大な資料が必要ならしいんです。その内容というのが、やはり一般、民間レベルでは、どういうふうに書いていいか、答えていいかわからないというんで、このくそ忙しいのに、何でこれだけのもんが要るんじやろうという言葉は私は耳にいたしました。要は、幾らいい助成金でも、やはりそうやって資料も必要なんですけども、それをもう少し簡略化できないのか、あるいは資料作成に当たって手伝うことができないのか、これについてお尋ねしたいと、こう思います。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 商店街等活力向上事業、チャレンジショップ事業の申請に係る御質問でございますけども、午前中御答弁申し上げましたように、商店街が今現在作成しております行動計画といいますか事業計画、これにつきましては、当然市、商工会議所もその会合には参加をしております、その辺の申請に係る手続、これについては国の示す書類、様式がございますので、一定にはやむを得ないというふうに我々思いますけども、その辺のところでの作成にかかわる支援も行っておりますので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 大体言われたことは理解しておりますけども、私が尋ねたいのは、やはりただ単にこれだけ書いてくれって言って、ぽっとう書類渡すんじゃなくて、ある程度わかるところはこちらのほうでだだっを書いて、そして必要な事項だけ記載を求めるといふふうな、そういった簡略化ですよ、そういったものがあってもいいんじゃないかと思うんですけども。やっとな準備が整ったということも聞いてますけども、今後そういうふうな補助金等々が恐らく組まれるかもしれませんし、組んでこられると思いますけども、それに一つ一つに対して補助の手続のあり方ですね、これを簡略化できないかということ御質問いたします。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 今御答弁申し上げましたように、可能な限り、市のほう、会議所も含めて、支援のほうはさせていただいてるつもりでございますけども、駅前商店街において今回申請をしてる作業の中で、やはり大事なところは、みずからどういう行動

をしていくかというようなところでのまとめのところ作業として時間がかかったというようなところでの御苦勞も含めて商店街からの御意見かと思ひますし、我々として、その申請上、手続上、こちらのほうでお手伝いできることについては、今申し上げましたように、可能な限り支援をさせていただいてる状況でございますので、御理解のほうよろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 一応理解させていただきます。今後ともひとつ厚い支援をお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 私のほうから1点だけ、これお聞きしたいなと思ひます。

保健衛生費の周産期医療センター施設整備事業に関する経費ということで1,500万円、担当委員会でないですので、詳しく教えていただきたいなというふうに思ひます。

全体ができるまでの計画なんですけれども、今の時点でどこまで完成に近づいているのか。それで、新聞によりますと、助産師さんとかが足りない、要するに、人員が足りないというふうなことが載っておりました。トータルで人員は何名が必要とされてるのか、総額の経費は幾らかかるのかということをお聞きしたいと思ひます。

竹原市内でも、分娩停止となってもう2年がたちます。待ちに待っているということも現状ですので、今の状況をお聞きしたいと思ひます。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 周産期医療センターに関するお尋ねでございます。

この周産期医療センターにつきましては、平成22年度、23年度で当初整備スケジュールを立てておまして、22年度で実施設計の段階、また23年度で建物整備、機器整備、そして初年度の運営費という形で、負担額を調整をいたしておまして。総額で、当初負担額を決定した際には12億9,558万円の事業費となっております、このうち竹原市で2,100万円、大崎上島町で5,500万円の負担をするということで、竹原市の2,100万円につきましては、当初1,500万円、翌年度600万円、翌年度の600万円につきましては、いわゆる精算の意味も込めまして、一応概算で600万円というふうな数字が出ておまして、これに対する22年度の予算としまして1,500万円を計上しておったわけですが、当初の整備スケジュールで行きますと、実施設計の段階

で、建物整備にかかるまでの詳細な実施設計等が手間取りまして、入札業者決定等がこの22年度でようやく済んだ段階ということになりましたので、今回補正のほうで翌年度に繰り延ばすということで、22年度1,500万円を減額補正、そして翌年度同額を立てるもので、さらにその翌年度に、先ほど言いました600万円を負担するというふうな予定しております。

この整備スケジュールの中で、当初は22年度の夏ぐらいというふうな予定ではございましたが、先ほど言いましたように、最初の段階の実施設計の段階で手間取りましたので、今の段階では、業者さん等が決定をしとるという段階です。ただ、翌年度23年度に入りましたら、すぐ工事のほうは取りかかるということで、新聞報道では、年内じゅうの完成というふうな予定でございます。

また、人員等の確保についても、新聞報道で出ておりましたが、一応スタッフ等総勢では14名程度ぐらいの予定というふうにお聞きしております。ただ、新聞報道でもございましたが、なかなか医師、医療事務従事者等の確保が難しいということで、その確保策には、センターさんのほうもいろいろ苦慮されておるといふふうにお聞きをしております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 新聞報道でということがちょっと言われてるんですけども、これ委員会とか連絡協議会と言うんですかなんかと連携をとって、大崎上島と竹原市と、そういった機会のところでの正式な今の設計段階の説明とかっていうのはどのようになっているのか。新聞報道によりますとっていうのは、私も新聞しか見てないので、担当委員会ではないので、ここできちっと整理をさせていただきたいというふうに思って質問をさせていただいておりますので、もう少し詳しくお聞きしたいなというふうに思います。

それと、医師が大変どこも全国的に不足されてるといふのはよくわかるんですけども、建物はできたけれども、実際の供用開始に至るまでは時間がかかってしまうのかどうか、そういうことも非常に懸念されてることではないかなと思うんですが、そういった話し合いついていうか、情報というの、どの程度竹原市として掌握されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 失礼します。

新聞報道と申しましたのは、知り得る限りの一番新しい情報ということで、御説明の参

考ということで説明をさせていただきましたが、正式な文書につきましては、23年1月26日付で、東広島市のほうから、産科・周産期医療施設整備に係る費用の一部負担についてという文書をいただきまして、この中で、整備スケジュールのおくれから開設が平成24年1月以降の予定となった、この時点では1月以降の予定というふうにお聞きをしておるわけですが、こうしたために、費用負担等の22年度に取り下げ、23年度でというふうな形の一定の公文書をいただきまして、これに基づきまして、竹原市のほうでもそういう措置の対応をさせていただいておるといところです。

また、これの詳細な中身につきましては、一定に当初の段階で御説明はいただいておりますが、その後の途中経過等につきましては、この文書がいわゆる公式な文書ということで、詳細な中身については、まだ市のほうでは情報はいただいております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 恐らく、東広島市の妊婦さんとか、これから出産を控えるであろう若い世代の方々に対しては、東広島市内における分娩っていうのは可能だと思うんですね、ほかの医療機関もありますので。しかし、竹原市の住民、若い人たちにとってみると、実際に分娩がまだできないという状況がずっと続いております。ですから、余計にこの東広島医療センターに対する早期の実現っていうのを本当に待ち望んでいるわけなんです。そういうことも含めて、市民の皆さんに今の途中経過、こういう状態だということを何らかの形でお教えするべきではないかなというふうに私は思っております。

私の認識が間違っていれば訂正していただきたいなと思うんですけども、当初周産期医療センターっていうのは、妊娠して22週から生後7日までで、特別に何か異常があったっていう子供さんだけを診るといような私は認識があったんですが、そうではないというふうなことを担当課のほうでお聞きしました。正常である方の妊婦さんも受け入れるということで、そういった見解でよろしいのでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 周産期医療センターに求められる役割というのは、一定に妊産婦さんの2次救急ということで、これに対応するための施設ではございますが、当然に竹原市も含めまして、広島中央圏域におきましては分娩できる施設はないということで、それにかわる施設ということで、竹原市の妊産婦さんについても、一定には受け入れていただけるというふうにお聞きしております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13

議長（脇本茂紀君） 日程第13、議案第16号平成22年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第16号平成22年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。保険給付費においては、療養給付費に要する経費として、一般被保険者分療養給付費1億8,324万3,000円、高額療養費に要する経費として、一般被保険者分高額療養費3,534万5,000円、合わせて2億1,858万8,000円を追加計上しております。

なお、平成21年度決算剰余金の見込みと実績に差が生じたことなどに伴い、一部財源変更をしております。

これに対し、歳入であります。国民健康保険税2,880万2,000円、前年度繰越金6,358万6,000円を減額計上し、国庫支出金9,712万円、県支出金1,084万5,000円、前期高齢者交付金3,454万4,000円、共同事業交付金3,410万9,000円を追加計上するとともに、繰入金1億3,435万8,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億1,858万8,000円を追加し、予算総額は歳

入歳出それぞれ38億3,026万円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（脇本茂紀君） 日程第14、議案第17号平成22年度竹原市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第17号平成22年度竹原市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。医療諸費において、医療給付費に要する経費として、過年度精算分となる老人医療費65万1,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。支払基金交付金32万5,000円、国庫支出金21万6,000円、県支出金5万5,000円を追加計上するとともに、一般会計からの繰入金5万5,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ1,043万7,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5

議長（脇本茂紀君） 日程第 1 5、議案第 1 8 号平成 2 2 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 1 8 号平成 2 2 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。負担金及び負担金においては、保険料等負担に要する経費として、保険料等負担金 8, 3 1 1 万 8, 0 0 0 円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。後期高齢者医療保険料 7, 5 4 4 万 3, 0 0 0 円を減額計上するとともに、一般会計からの繰入金 7 6 7 万 5, 0 0 0 円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 8, 3 1 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ 3 億 8, 4 3 0 万 8, 0 0 0 円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、明3月3日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後1時23分 散会